

4 交通第第 279086 号  
令和 4 年 10 月 17 日

関 係 各 位

香川県知事 池田 豊人

### 感染拡大防止対策期における対策について

平素より、本県の交通行政について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。現下の本県の感染状況は、8月中旬のピーク時と比較すると、新規感染者数が大きく減少し、医療提供体制についても、確保病床使用率が警戒レベル引き下げの基準値としている 20 %を下回る日が多くなってきたものの、2週間程度継続して安定的に下回っていないことから、県対処方針に基づき、現行の「感染拡大防止対策期」を 10 月 30 日まで延長します。

事業者の皆さんには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人ととの接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力をお願いします。

つきましては、貴職におかれましては、「県民の皆さんへのメッセージ」（資料 1）、「感染拡大防止対策期における対策について」（資料 2）、「香川県からのお願い（感染拡大を止めるには一人ひとりの意識が要）」（資料 3）（※）の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底について、引き続きご協力をお願いいたします。

- (※) 各関係先（施設や店舗、事業所、イベント関連施設など）において、目立つ場所に掲示いただきますようお願いいたします  
県ホームページにデータを掲載していますので、ご活用ください。

・横型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/ishikigakaname13.pdf>



・縦型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/ishikigakaname23.pdf>

